

中山町公式 Instagram アカウント運用方針

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本方針は、中山町（以下「町」という。）が Instagram を情報提供媒体として、公式 Instagram アカウント（以下「公式アカウント」という。）を運用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町の風景、イベント、町政情報等を写真・動画を通して、日常的かつ継続的に発信することにより、町内外の幅広い閲覧者に対して町の魅力を発信することで、町全体のにぎわいの創出や活性化、シティプロモーションの推進につなげることを目的とする。

第2章 運用管理

(運用情報)

第3条 公式アカウントの運用に係る事項は以下の通りとする。

- (1) アカウント名 : 【公式】山形県中山町 | 芋煮会発祥の地
- (2) ユーザー名 : nakayama_yamagata_official
- (3) 運用管理者 : 中山町総務広報課

(遵守事項)

第4条 公式アカウントの利用に当たっては、本方針および Meta 社が定める利用規約やガイドライン等を遵守するものとする。

第3章 情報発信

(発信内容)

第5条 公式アカウントで発信する内容は以下の通りとする。

- (1) 町内の風景、イベント、文化、特産品等の魅力発信
- (2) 町政に関する重要な情報
- (3) その他、運用管理者が町の魅力向上に資すると判断する情報

(再投稿)

第6条 一般ユーザーによる町の魅力向上につながる投稿について、承諾を得た上で再投稿を行うことができるものとする。

(コメント及びダイレクトメッセージ)

第7条 コメントやダイレクトメッセージへの個別対応は行わない。

(フォロー)

第8条 国や地方自治体等の公共性の高いアカウントを除き、公式アカウントからのフォローは行わない。

(禁止事項)

第9条 公式アカウントの利用に際し、以下の事項に該当する、またはその恐れがあると判断される行為を禁止する。該当する投稿等があった場合、事前の通告なくコメントの削除やアカウントのブロック等の対応を行うものとする。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 第三者のプライバシーを侵害する内容
- (3) 法令に違反し、又はその恐れのある内容
- (4) 政治活動、選挙運動、宗教活動その他これらに類似する内容
- (5) 町又は第三者に不利益及び損害を与え、又は与えるおそれのある内容
- (6) 町又は第三者を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける内容
- (7) 町又は第三者の著作権、商標権、肖像権その他の知的財産権を侵害する内容

- (8) 広告、宣伝、勧誘、営業活動等の商業目的により広報する内容
- (9) 虚偽や事実と異なる（なりすまし等を含む。）内容
- (10) わいせつな表現、有害なプログラム等を含む不適切な内容
- (11) 前各号に掲げるものの他、町が不適当と認める内容

（免責事項）

第10条 公式アカウントの利用者は、次に掲げる事項について承諾したものとみなす。

- (1) 町は、利用者が公式アカウントの利用によって生じる、いかなる損害についても、一切の責任を負わないものとする。
- (2) 町は、公式アカウントに関連して、利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生しても、一切の責任を負わないものとする。
- (3) 町は、公式アカウントの運用状況、利用方法、技術的な質問等に関して、一切回答する義務を負わないものとする。
- (4) 町は、前各号に掲げるものの他、公式アカウントに関連する事項に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとする。
- (5) 町は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し又は運用の中止をすることができる。
- (6) 町は、公式アカウントにおける情報発信について細心の注意を払って行うが、情報の正確性、完全性、有用性等について保証するものではない。

（知的財産権）

第11条 公式アカウントにより投稿する情報の知的財産権は、町又は著作権者に帰属するものとする。公式アカウントの内容について「私的使用のための複製」、「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製及び転用することはできないものとする。

（個人情報の取り扱い）

第12条 個人情報の収集・利用・管理については、個人情報保護法および町の条例等に基づき、適正に取り扱うものとする。

第4章 その他

（補則）

第13条 この方針に定めるもののほか、必要な事項は、運用管理者が別に定める。

附則

この方針は、令和8年7月21日から施行する。